

毎週火、金曜日発行（但休日に行きるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 昭和三十二年度農林漁業地域の指定  
検定供用藪抽出場所の一部変更
- ◇教委告示 開拓地農業者の経営改善資金の融通要綱  
定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十二年五月鳥取県告示第二百五十二号  
中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第二百七十五号

新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基く、昭和三十二年農林漁業地域を次のとおり指定する。

昭和三十二年六月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号	農林漁業地域名	地域の範囲
一	邑美地域	鳥取市のうち旧美保村、旧面影村、旧倉田村、旧米里村の区域並びに岩美郡津ノ井村の区域
二	鳥取市高草地域	鳥取市のうち旧東郷村、旧明治村、旧豊実村、旧大正村の区域
三	倉吉市大鴨地域	倉吉市のうち旧小鴨村、旧上小鴨村の区域
四	米子市東部地域	米子市のうち旧巖村、旧春日村、旧車尾村、旧福生村、旧福米村の区域
五	中部地域	米子市のうち旧米子市、旧加茂村、旧住吉村の区域
六	智頭町西部地域	八頭郡智頭町のうち旧智頭町、旧富沢村、旧土師村、旧那岐村の区域
七	羽合町地域	東伯郡羽合町の区域
八	溝口町地域	日野郡溝口町の区域
九	東伯町南部地域	東伯郡東伯町のうち旧下郷村、旧上郷村、旧古布庄村の区域
一〇	用瀬町地域	八頭郡用瀬町の区域

- 一 北条町地域 東伯郡北条町の区域
- 二 名和町地域 西伯郡名和町の区域
- 三 西伯町地域 西伯郡西伯町の区域
- 四 大山町北部地域 西伯郡大山町のうち旧所子村、旧高麗村の区域
- 五 国府町地域 岩美郡国府町の区域

鳥取県告示第二百七十六号

昭和三十二年五月鳥取県告示第二百五十九号(検定供用繭抽出場所の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和三十二年六月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 検定供用繭抽出場所中境港市外江町二、〇七二番地、外江町農業協同組合繭集荷所の次に次の一箇所を追加する。  
西伯郡名和町大字御来屋二五番地 松房商店繭所

鳥取県告示第二百七十七号  
開拓地農業者の経営改善資金の融通要綱を次のように定める。

昭和三十二年六月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

開拓地農業者の経営改善資金の融通要綱

(目的)

第一条 この要綱は開拓地農業者及び開拓農業協同組合に対し乳牛の導入に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ以つて経営の安定と自立に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱で「開拓地農業者」とは開拓地に入植し、農業を営む者をいい「開拓農業協同組合」とは開拓融資保証法(昭和二十二年法律第六号)第二条第一項の規定による知事の指定した組合をいう。

2 この要綱で「経営改善資金」とは鳥取県開拓生産農業協同組合連合会(以下「金融機関」という。)が乳

牛導入資金として開拓地農業者(以下「農業者」という。)又は開拓農業協同組合(以下「組合等」という。)に対し貸し付けるものをいう。

(利子補給金の支給)

第三条 県は金融機関がこの要綱の定めるところにより資金を農業者又は組合に、貸付けたときは、当該金融機関に対し利子補給金を支給する。

2 前項により県が金融機関に対し支給する利子補給金の額は当該利子補給金の対象となつた融資残高について年四分の割合で計算した額とする。

3 利子補給金を支給する期間は融資が行はれた日から五年とする。

(貸付限度)

第四条 貸付額は農業者一人につき四万円を限度とする。ただし知事が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(利率)

第五条 農業者又は組合に対する融資の利率は年五分五厘以内とする。

(償還方法)

第六条 償還方法は年一回又は二回の元本割賦償還とする。

(融資総額)

第七条 経営資金の総額は年度ごとに知事が別に定める。

(貸付方法)

第八条 資金の貸付は知事が資金借入資格者として認定したものの中から金融機関が決定する。

2 資金を借り受けようとする者は、経営資金借入認定申請書に(第一号様式)次に掲げる書類正副三部を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第二号様式)
- 二 資金借入調書(第三号様式)
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 知事は第一項の認定をしたときは認定書を金融機関に交付する。

(損失補償)

第九条 金融機関の融資した貸付金について最終償還期

第一号様式

経営資金借入認定申請書

一 乳牛導入の総計画頭数

二 借入の対象となる乳牛導入計画頭数

三 借受けようとする金額

四 借受けようとする理由

五 借受けようとする時期

六 償還期間

七 保証人に関する事項

八 既存の概況及び参考事項

右の通り経営資金の借入れをしたいので、借入資格者として認定下さいますよう別紙関係書類を添えて申請致します。

年 月 日

住所

代表者 氏

名 印

鳥取県知事 殿

限到来後三箇月を経過しても元本又は利子（遅延利子を含む。）の履行遅滞がある場合は県は融資機関に対して当該損失額又は当該損失補償の対象となつた貸付金総額の百分の五十に相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。  
（債権の回収）  
第十条 金融機関は前条の損失補償を受けた後において当該融資にかかる債権の回収を行った場合、損失補償額より債権行使のため必要とした費用を控除し、残額があるときはこれを当該融資について損失補償を受けない損失の補てんに充当し、なお残額があるときはその金額を県に返納しなければならない。  
（補給金の制限及び取消）  
第十一条 金融機関がこの要綱に違反したときは県は当該金融機関に対し利子補給金を支給せず、又はすでに支給した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

第二号様式

事業計画画書

(1) 組合計画総括

項目	三十二年 度 乳牛 導入 計画					計	妊成幼別 数 量
	政府資金(A)	県融資(B)	自己資金(C)	自己資金(D)	自己資金(E)		
頭数							
資金額							
導入希望時期							

(2) 組合員個別導入計画

組合員氏名	導入計画区分					合計	妊成幼別
	A	B	C	D	E		
資頭金額数							
計							

